
平成30年7月3日 部長会議

開催日時 平成30年7月3日(火) 午前9時から午前9時40分まで

開催場所 庁議室

出席者 市長、北中副市長、教育長、政策監、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所・行政経営担当)、危機管理監、総務部長(兼法令遵守監)、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健康福祉政策担当)、子ども家庭部長、都市計画部長、都市計画部理事(都市再生担当)、技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長

欠席者 山本副市長

議事概要 下記のとおり

1. 市長訓示

- ・W杯のサッカーの試合は逆転負けしてしまったが、健闘を称えたい。チームの力と個人の力が合わさって素晴らしいプレーだった。職員の皆様も組織の力と個人の力を発揮いただきたい。
- ・先週土曜日に第9回減災シンポジウムを開催した。今年は地域での「風水害対策」にスポットをあて、防災の専門家からの講演の後、ワークショップが開催された。町内会、まちづくり協議会をはじめ多くの関係機関の皆様、市民の皆様が参加され、災害に強いまちづくりのため、自らが行うべきことについて学び、地域の風水害について考える良い機会になった。6月29日には米原市付近で竜巻が発生し、大きな被害が出た。このような突然の自然災害に対する対応は難しい面もあるが、災害はいつ起こるかわからないため、日ごろから防災意識を高め、災害に対する備えをしっかりと、災害時の対応を迅速かつ的確に行えるようお願いしたい。
- ・住みよさランキング2018が発表された。東洋経済新報社が全国814都市を対象としているが、今年は、昨年の全国24位から41位、西日本1位から6位だった。また、昨年まで5年連続近畿1位だったが、今年は3位であった。近畿1位は芦屋市、2位は箕面市だった。指標が変更したことも要因だが、本市が住みよいまちであることは変わらない。これからも、ずっと住み続けたいと市民の皆様にも実感してもらえるまち、住んでみたいと思ってもらえるまちの実現に向けて、引き続きみなさんの積極的な取り組みをお願いしたい。

2. 審議事項

(1) 史跡芦浦観音寺保存活用計画の策定について【資料:審1 要点整理資料、1—1】

【教育部長から資料に基づき説明】

- ・本計画は、史跡芦浦観音寺跡の管理団体である本市として、当該史跡の適正な保存活用等を図り次代へ継承するため、史跡の保存活用の方針を定めるもの。
- ・本計画は、「史跡芦浦観音寺跡保存活用計画策定懇話会」の意見を参考に素案を作成し、「草津市文化財保護審議会」に諮問する。
- ・策定スケジュールとしては、8月に第1回審議会、12月に第2回審議会を開催し、1月に答申いただく予定。それと並行して懇話会も3回開催予定。懇話会は4人の専門家等に参加いただく。

【主な質疑・意見】

- ・【審1 要点整理資料】では審議会構成委員(案)とあるが、いつ確定するのか。
→資料作成時には案であったが、現在これで確定している。

【結論】

- ・審議了とする。

3. 重要報告事項

(1)平成30年度7月臨時市議会補正予算の概要について【資料:報1-1】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・7月17日に開催予定の7月臨時市議会に提出する平成30年度7月臨時市議会補正予算の概要について報告するもの。
- ・(仮称)市民総合交流センター整備事業における全体工程の見直しにより、発注方法を設計と建設の一括発注から分割発注へ変更することに伴い、設計分の所要額を現年度予算にて5,100千円計上する。
- ・本施設の駐車場購入の予算は計上していなかったが、商工会議所と協議・調整した結果、駐車場ではなく貸会議室による収益事業を行う判断をされたことから、120台分を市として購入する必要が生じた。さらに、平成31年度末の竣工・施設購入を予定していた全体工程について、東京オリンピック関連工事および東北復興工事の影響で鉄骨資材の確保が困難となったことから、竣工・施設購入が平成32年10月まで延長する必要が生じている。このことから、今回、債務負担行為の変更にかかる補正予算も計上する。
- ・なお、建設モニタリング業務については、別途平成31年度当初予算にて計上予定。

(2)南草津プリムタウン土地区画整理事業の事業進捗報告、用途地域変更および地区計画策定について【資料:報2-1】

【都市計画部理事(都市再生担当)から資料に基づき説明】

- ・本事業は、南草津駅に隣接するポテンシャルを生かした低層戸建て住宅を想定した都市基盤整備事業として、地権者で構成される組合で推進されているが、当該事業の進捗および今後予定している用途地域の変更・地区計画の内容について説明するもの。
- ・年度ごとの完成に合わせて4つの工区に分け、概数の想定戸数を算出している。
- ・用途地域については、現在の第1種低層住居専用地域から、第1種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域に変更する予定。
- ・地区計画で規制・誘導する項目として、建築物の敷地面積は165平方メートル以上、外壁等から敷地境界線までの距離は1メートル以上、建築物等の高さは10メートル以下(B、C地区は11メートル以下)とする。
- ・その他、緑化率や色彩計画、歩道からの車両出入口の制限等を設ける。
- ・地区計画については、5ゾーンに分類する。A地区はほぼ戸建て住宅で、一部、2世帯住宅や公民館等を建築できる。B地区は大江霊仙寺線沿いの地区で、第1種中高層並みの住宅や店舗等を建築できる。C地区については、共同住宅や、学習塾や診療所等の比較的穏やかな商業施設に限定して建築できる。

S地区は、サービス地区とし、いわゆるスーパーマーケット等を建てることことができる。D地区は共同住宅や店舗併用住宅等が中心。

・総論としては、容積率の高い戸建て住宅が立ち並ぶイメージである。

4. その他

【総合政策部より】

・今年4月に立命館大学びわこ・くさつキャンパスに食マネジメント学部が誕生したが、7月12日に当学部教授による講演会が8階大会議室で開催される。「食」は、本市が目指す「健幸都市」に関わりの深い分野であるため、可能な限り参加いただきたい。

【環境経済部より】

・7月7日の10時から17時まで、イオンモール草津1階のセントラルコートで、草津あおばなフェスタを開催する。先週の水産まつりも天候に恵まれ多くの方に参加いただいたが、あおばなフェスタについてもたくさんの方に参加いただきたい。

【健康福祉部より】

・環境経済部と連携し、人権啓発の事業所訪問時に、草津市健幸都市宣言への賛同および草津市健幸都市宣言の実施について募集を行うこととなった。事業所訪問の際の事業所への呼びかけ等について協力いただきたく、各部署で周知いただきたい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係

電話 077-561-2320

ファックス 077-561-2489

メール kikaku@city.kusatsu.lg.jp